

表：国民健康保険税の改定内容

項目	改正前 (平成25年度)	改正後 (平成26年度)	比較増減	県内14市平均	
医療保険分 (全ての被保険者)	所得割率	7.8%	7.2%	▲0.6%	7.16%
	資産割率	23.0%	15.0%	▲8.0%	22.02%
	均等割額	25,000円	23,000円	▲2,000円	25,800円
	平等割額(※6)	29,000円	29,000円	増減なし	22,223円
	賦課限度額	500,000円	510,000円	10,000円	—
後期高齢者支援金分 (全ての被保険者)	所得割率	1.0%	1.9%	0.9%	2.03%
	資産割率	5.0%	3.0%	▲2.0%	6.14%
	均等割額	5,000円	7,000円	2,000円	7,202円
	平等割額	5,000円	5,000円	増減なし	6,077円
	賦課限度額	130,000円	140,000円	10,000円	—
介護保険分 (40歳以上65歳未満の被 保険者)	所得割率	1.5%	1.5%	増減なし	1.77%
	資産割率	4.0%	3.0%	▲1.0%	4.54%
	均等割額	7,000円	7,000円	増減なし	8,193円
	平等割額	6,500円	6,500円	増減なし	6,054円
	賦課限度額	100,000円	120,000円	20,000円	—
低所得世帯に対する軽減割合	7割・5割・2割	7割・5割・2割	—	—	

日光市国民健康保険税 などのご案内



平成26年度以降の、国民健康保険税の税率と後期高齢者医療制度の保険料率などの改定についてお知らせします。
制度の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の税率改定について

国民健康保険は、病気やけがをした時に経済的な負担を軽くし、安心して医療を受けられるよう、保険により助け合う制度です。
国民健康保険は、加入者の皆さんが負担する保険料で運営されていますが、保険給付に掛かる費用の状況などを考慮し、安定した保険運営のために必要な税率改定を行います。

◆税率改定の内容

今回の税率改定は、増収を目的としたものではありません。現行税率が抱える課題に対処するため、次の改定を行いました。

- ① 医療保険分と後期支援金の是正
実際に必要となる経費に対して、医療保険分の税率が高く後期高齢者支援金分が低いため、所得割(※1)の一部と均等割(※2)の一部を、医療保険分から後期高齢者支援金(※3)分に移行しました。
- ② 資産割の引き下げ
固定資産のある世帯が負担している資産割(※4)を引き下げました。

後期高齢者医療制度の保険料率などの改定について

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の全ての方、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を対象とした医療制度です。
運営は、栃木県後期高齢者医療広域連合と市が協力して行っています。後期高齢者医療制度の保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計した金額になっています。

◆保険料率改定の内容

後期高齢者医療制度は、財源の1割を保険料でまかなう必要があり、2年に一度保険料率を見直すこととしています。
これは、2年ごとに診療報酬が見直されることや、被保険者数および医療費などの増加の影響などを考慮する必要があります。

表：後期高齢者医療制度保険料の改定内容

項目	改正前 (平成24・25年度)	改正後 (平成26・27年度)
均等割額	42,000円	43,200円
所得割率	8.54%	8.54%
賦課限度額	550,000円	570,000円

用語解説

- ※1 所得割：加入者の前年の所得に応じて加算される額
- ※2 均等割：加入者1人当たり均等に生じる額
- ※3 後期高齢者支援金：後期高齢者医療制度を支えるため、現役世代が負担する保険料
- ※4 資産割：加入者の当該年度の固定資産税額に応じて加算される額
- ※5 賦課限度額：課税される保険税(年額)の負担額の上限額
- ※6 平等割：一世帯当たりの負担額



- ③ 賦課限度額(※5)の引き上げ
現在の課税限度額は、国の基準を下回っています。加入者の皆さんの所得に応じた、適切な負担で運営される保険制度であることを踏まえ、賦課限度額の引き上げを行いました。
- ◆ 改定の詳細については、次ページの上段の表をご覧ください。

◆所得の低い方に対する軽減措置について

所得の低い方に対する均等割軽減のうち、5割、2割軽減については、該当となる基準が拡がります。
その他の9割、8.5割軽減や、所得割軽減、これまで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、今年度も継続されます。
詳細についてはお問い合わせください。

国民健康保険税について

くわしくは
税務課市民税係

(21) 5 1 1 3

後期高齢者医療保険料について
くわしくは
税務課市民税係

くわしくは
税務課市民税係

(21) 5 1 1 3
栃木県後期高齢者医療広域連合
028(627)6805